

令和5年4月21日版

新型コロナウイルス感染症対策

檜山地域のみなさまへ

(振興局からのお知らせ)

令和5年5月8日から、療養期間の考え方等が変わります

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更となり、療養期間等の考え方が下記のとおり変更となります。
- 外出を控えるかどうかなどは、個人の判断に委ねられる**こととなりますが、その際は以下の情報を参考にしてください。

(1) 陽性者

- ① 従前のように法律に基づく外出自粛を求めることはありません。
- ② 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨します。
- ③ 発症後10日間が経過するまでは、マスクを着用したり、ハイリスク者との接触は控えることを推奨します。

(2) 陽性者のご家族等

- ① 従前のように保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。
- ② 可能であれば、部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。
- ③ ご家族が外出する際は、手洗い等の手指消毒や換気等の基本的感染対策のほか、マスクを着用をしたり、ハイリスク者との接触は控えるよう配慮してください。

※この取扱いは、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いとなります。

※同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定することとなります。

お問い合わせ先：檜山振興局総務課 0139-52-6500